

# 群馬県担い手育成総合支援協議会（耕作放棄地再生利用）業務方法書

群馬県担い手育成総合支援協議会

## （目的）

第1条 本業務方法書は、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）及び耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産省事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、群馬県担い手育成総合支援協議会（以下「県協議会」という。）が行う耕作放棄地再生利用緊急対策に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

## （業務運営の基本方針）

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、実施要領、交付要綱、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の交付決定に当たって関東農政局長から付された条件その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続きに従って、資金を安全に管理しつつ、実施要綱第2の1の耕作放棄地再生利用交付金（以下「再生利用交付金」という。）の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

2 県協議会は、地域耕作放棄地対策協議会（以下「地域協議会」という。）が、実施要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続きに従って再生利用交付金に係る事業を実施する場合、地域協議会に対して再生利用交付金を交付するものとする。

## （県協議会における再生利用交付金の管理方法）

第3条 県協議会は、国から交付された再生利用交付金について、全額を資金として積み立てるものとし、耕作放棄地再生利用交付金会計、耕作放棄地再生利用交付金会計（附帯事業）を設けて区分して経理するものとする。

2 県協議会は、国から交付された再生利用交付金以外の資金（会員からの補助金等）の積み立てを行う場合、別の勘定を設けて再生利用交付金と区分して経理するものとする。

3 県協議会は、第1項の資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとし、その運用により生じた運用益を資金に繰り入れるものとする。また、平成30年度末に当該資金に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

また、本対策が完了する前であっても使用見込みの低い資金があるときは、当該残金を国に返還することがある。

## （地域協議会における再生利用交付金の管理方法）

第4条 地域協議会は、県協議会から交付された再生利用交付金について、耕作放棄地再生利用交付金会計（再生利用活動）、耕作放棄地再生利用交付金会計（施設等補完整備）、耕作放棄地再生利用交付金会計（附帯事業）とに区分して経理するものとする。

2 地域協議会は、県協議会から交付された再生利用交付金以外の資金（県又は会員からの補助金、実施要綱別紙1第3の5の所有者から徴収する負担金等）を実施要綱別紙1第1の取組に充てる場合には、別の勘定を設けて再生利用交付金と区分して経理するものとする。

3 地域協議会は、第1項の再生利用交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとし、その運用により生じた運用益を再生利用交付金に繰り入れるものとする。また、各年度末に残額が生じたときは、翌年度の事業計画が具体的にある場合にのみ当該残額を翌年度に繰り越すことができるものとし、平成30年度末においては、当該残額を県協議会に返還するものとする。

（地域協議会から県協議会への再生利用実施計画（再生利用活動附帯事業実施計画）の承認申請に関する事項）

第5条 地域協議会長は、再生利用実施計画（再生利用活動附帯事業実施計画）の承認申請について、様式第1号により県協議会長に申請するものとする。

（県協議会から地域協議会への再生利用実施計画（再生利用活動附帯事業実施計画）の承認に関する事項）

第6条 県協議会長は、地域協議会長から前条の申請があり、その内容が適正であると認めるときは、様式第2号により再生利用実施計画（再生利用活動附帯事業実施計画）の承認を行うものとする。

（地域協議会から県協議会への交付申請に関する事項）

第7条 地域協議会長は、前条の承認のあった再生利用実施計画（再生利用活動附帯事業実施計画）で定めた再生利用交付金の交付について、様式第3号により県協議会長に申請するものとする。

（県協議会から地域協議会への交付に関する事項）

第8条 県協議会長は、地域協議会長から前条の申請があり、その内容が適正であると認めるときは、様式第4号により、交付条件を付して交付決定を行うものとする。

（農業者又は農業者等の組織する団体等から地域協議会への交付申請に関する事項）

第9条 農業者又は、農業者等の組織する団体等（以下「農業者等」という。）は、再生利用交付金の交付について、様式第7号により地域協議会長に申請するものとする。

（地域協議会から農業者等への交付に関する事項）

第10条 地域協議会長は、農業者等から前条の申請があり、その内容が適正であると認めるときは、様式第8号により、交付条件を付して交付決定するものとする。

（農地の所有者に賃貸料収入が生じる場合の措置）

第11条 地域協議会は、実施要綱別紙1第1の1（1）の支援の対象とする農地の所有者に賃貸料収入が生じる場合、再生利用活動の取組初年度からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を当該所有者から徴収し、実施要綱別紙1第1の1（1）の取組に係る経費に充てるものとする。その際、地域協議会長と所有者との間の確認事項は様式第10号を参考とするものとする。

(概算払請求)

第12条 地域協議会長は、概算払いにより補助金を受けようとする場合は、様式第5号の概算払請求書を県協議会長に提出するものとする。

(実績の報告)

第13条 地域協議会長は、実施要綱別紙1第5の2、実施要領第4の6及び実施要領別記第3の1の(2)に従い、様式第6号により実績報告書を作成し、事業の完了日から一箇月を経過した日又は交付金の交付を受けた年度の3月25日のいずれか早い期日までに県協議会長に提出するものとする。

2 地域協議会長は、実施要領第5の2による耕作状況の確認結果を、再生作業完了後、5年間耕作が完了するまでの間、各年度の3月25日までに県協議会長に提出するものとする。

3 農業者等は、実施要綱別紙1第5の1及び実施要領第4の6(1)に従い、様式第9号により実績報告書を作成し、地域協議会長の定める日までに地域協議会長に提出するものとする。

附 則

この業務方法書は、関東農政局長の承認のあった日から施行する。